

ブロック 番号	原文	変更案	社会及び自然環境の状況の変化、 変更の考え方
	第1部 自然環境の保全に関する基本構想	第1部 自然環境の保全に関する基本構想	・平成5年の環境基本法の制定を受けた自然環境保全法の一部改正において、自然環境保全基本方針は、<u>自然環境を保全することが特に必要な地域等を中心とした自然環境保全についての実施法的な方針</u>に変更された。 ・『生物多様性国家戦略2012-2020』や『第五次環境基本計画』等を踏まえて修文を行った。
1	自然は、人間生活にとつて、広い意味での自然環境を形成し、生命をはぐくむ母胎であり限りない恩恵を与えるものである。すなわち、それは、 ① 経済活動のための資源としての役割を果たすだけでなく、 ② それ自体が豊かな人間生活の不可欠な構成要素をなす。 殊に我が国は、人間と自然と人間の造型作品とが有機的な統一体をなすというユニークな文化的伝統をもつてきた。 我々の社会生活におけるこの自然の役割を思うとき、なによりも、我々がその価値を高く評価し、保護保全の精神を我々の身についた習性とすることこそが、あらゆる対策の第一歩であるというべきであろう。 この立場に立つならば、これを原点として、我々は、自然を構成する諸要素間のバランスに注目する生態学をふまえた幅広い思考方法を尊重し、人間活動も、日光、大気、水、土、生物などによつて構成される微妙な系を乱さないことを基本条件としてこれを営むという考え方のもとに、自然環境保全の問題に対処することが要請される。	自然は、人間生活にとつて、広い意味での自然環境を形成し、人間も含めたすべての生命が存立する基盤であり、限りない恩恵を与えるものである。すなわち、自然は、経済社会活動のための資源としての役割を果たすだけでなく、私たちの健康で心豊かな暮らしの実現のためになくてはならないものである。 特に、私たち日本人は、時として荒々しい脅威となる自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然と共生する知恵や自然観を培ってきた。 このように、人間も、日光、大気、水、土、生物などによって構成される生態系の一部であることを理解し、自然の理（ことわり）に沿った自然と人間とのバランスの取れた健全な関わりを社会の隅々に広げ、将来にわたり自然の恵みを得られるよう、自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる必要がある。	・1994年の第一次環境基本計画から「共生」という概念が取り入れられ、2007年の21世紀環境立国戦略において持続可能な社会の一側面として「自然共生社会」が提唱された。

2	ところが、現実をふりかえると、現に自然環境の破壊は容赦なく進んでおり、その規模において、多様性において、国土のいたるところで深刻な問題を提起していることは否めない。殊に問題なのは、これらの事態がしばしば社会的公正を損なう不均衡な利害を伴いがちで、そのために破壊への適確な対応が一段と複雑化しているという点である。 以上の観点に立つとき、我々は必要に応じて人間活動を厳しく規制する方向で、社会経済制度全般にわたる総合的な政策を強力に展開する必要にせまられている。すなわち、資源のもつ有限性に留意し、大量生産、大量消費、大量廃棄という型の経済活動に厳しい反省を加え、公害の未然防止に努めるとともに、経済的効率優先の陰で見落とされがちであつた非貨幣的価値を適正に評価し、尊重していかなければならない。更に、自然環境の適正な保全に留意した土地利用計画のもとに適切な規制と誘導を図り、豊かな環境の創造に努めなければならない。	本法制定時は、経済成長に伴う開発等による自然環境の破壊に対処することが最も大きな課題であつたため、資源のもつ有限性に留意し、大量生産、大量消費、大量廃棄という型の経済活動に厳しい反省を加え、公害の未然防止に努めるとともに、経済的効率優先の陰で見落とされがちであつた自然の非貨幣的価値を適正に評価し、尊重していかなければならないこととしてきた。更に、自然環境の適正な保全に留意した土地利用計画の下に適切な規制と誘導を図り、豊かな環境の創造に努めることとされた。これらについては依然として重要な方針であり、引き続き推進していかなければならない。 加えて、近年では、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるとともに、地方から東京圏への若年層を中心とする流入超過の継続により、人口の地域的な偏在が加速化し、地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでいる。これはこれまで長い歴史を経て形成されてきた日本の自然環境にも深刻な影響を与えており、たとえば、農林業の担い手や狩猟者の減少などにより、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加し、野生鳥獣被害が深刻化している。そうした地域では、自然災害に対する脆弱性が高まるとともに、里地里山など豊かな自然が失われ、多様な生物相とそれに基づく豊かな文化が危機に瀕している。 また、人間活動の発展に伴い人及び物資の移動が活発化し、国外又は国内の他地域から、意図的・非意図的に導入される生物が増加している。このような生物の中には、産業利用等、私たちの生活の向上に積極的な役割を果たしてきたものもある一方、それまでその地域に存在しなかった生物が導入されることにより、その生物に対する防御機能を有していない在来生物が捕食、駆逐され、地域の生物多様性を大きく変質させるなどの問題が起きている。 その上、地球温暖化等の気候変動、海洋の一次生産の減少及び酸性化などの地球環境の変化は、生物多様性に深刻な影響を与える可能性がある。 このように、我が国の生物多様性の損失は現在も続いており、私たち一人一人が原因者となっている課題でもある。このまま損失が継続し、生態系がある臨界点を超えた場合、生物多様性の劇的な損失とそれに伴う広範な生態系サービスの低下が生じる危険性が高い。そして、これら自然環境に関する問題は経済・社会の課題とも連関して複雑化してきていることから、複数の課題を統合的に解決していくことが重要である。	・公害問題、ゴミ問題については、意識の高まりや技術の進歩により改善が見られている。一方で、別荘地やゴルフ場の造成は少なくなったものの、大規模発電施設等による開発の圧力は依然としてある。（生物多様性の第1の危機：人間活動や開発による危機） ・少子高齢化・人口減少社会による人口動態の変化を受け、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林の増加、狩猟者の減少などによる野生鳥獣被害の深刻化、自然災害に対する脆弱性の高まり、里地里山など豊かな自然とそれに基づく豊かな文化の喪失の危機などが生じている。（第2の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機） ・外来種の問題が発生している。（第3の危機：人間により持ち込まれたものによる危機） ・地球温暖化、海洋酸性化などが進行している。（第4の危機：地球環境の変化による危機）
3	もとより、自然保護を中心とする自然環境保全政策は、以上のごとき基本的な考え方のもとで展開すべき総合的な政策の重要部分を占めるものであり、それは自然環境保全の見地から地域の特性に応じて人間活動を規制するという面を主として分担するものであるといつてよい。したがって、その施策は国土や各地方において確保すべき自然の適正な質と量とを科学的に検討し、それを明確にしたものでなければならない。しかし、この施策の確立には人間活動の限界の設定や、限られた資源の利用配分等の極めて困難な課題を伴うこととなり、更に、自然の全貌は、現代の科学的知見によつても、いまだうかがい知ることのできない多くの部分を持つものであることを認識せざるを得ない。 このような状況のもとでは、自然環境の保全については、将来に禍根を残すことのないよう先取的なより積極的な姿勢が求められる。いいかえれば、現在破壊から免れている自然を保護するというだけでなく、進んで自然環境を共有的資源として復元し、整備していく方策が必要である。	もとより、自然環境保全政策は、以上のような基本的な考え方の下で展開すべき総合的な政策の重要部分を占めるものであり、それは自然環境保全の見地から地域の特性に応じて人間活動を規制するだけでなく、自然環境が有する多様な機能を積極的に増進して地域の課題を解決するという面を担うものであるといつてよい。したがって、その施策は国土や各地域において確保すべき自然の適正な質と量とを科学的に検討し、それを明確にしたものでなければならない。しかし、この施策の確立には人間活動や気候変動による影響の評価・予測や、限られた資源の利用配分等の極めて困難な課題を伴うこととなり、更に、自然の全貌は、現代の科学的知見によつても、完全には解明できない多くの部分を持つものであることを認識せざるを得ない。 このような状況の下では、自然環境の保全については、将来に禍根を残すことのないよう将来予測に基づくより積極的な姿勢が求められる。言い換えれば、現在破壊から免れている自然を保護するだけでなく、予防的な態度に基づく取組や自然資源の順応的な管理・利用、社会的な選択としての方向性の決定を重視しつつ、開発圧力が低減する機会をとらえた自然環境の再生・活用や安全な土地利用の推進、人手が入ることで維持されてきた二次的自然環境の保全・管理を図る方策等が必要である。	・環境・経済・社会的課題の同時解決の観点の追加。 ・気候変動への適応の観点の追加。 ・人と自然との調和ある共存を実現するための基本的考え方として、生物多様性条約第5回締約国会議で合意されたエコシステムアプローチの考え方を追加。 ・里地里山のような二次的自然環境の保全・管理の観点を追加。

4	そのため、当面の政策としては、国土に存在する貴重な植生、野生動物、地形地質等のかけがえのない自然やすぐれた自然は、近い将来に起こり得べき事態を考慮に入れ、また、十分な面積にわたつての保全を図るとともに、太陽エネルギーの合理的な利用が可能である農林水産業に関しては、それが有する環境保全の役割を高く評価し、健全な育成を図る必要がある。都市地域においては、健康な人間生活を保障するに足る自然環境が巧妙に確保されなければならない。	そのため、当面の政策は、環境基本法に基づく環境基本計画及び生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略の下で、自然環境保全上の効果を最大限に発揮できるようにすることに加え、諸課題の関係性を踏まえて、地域毎に自立・分散型の社会を形成しつつ地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」の創造のように、環境・経済・社会的課題の解決（同時解決）に資する効果をもたらすようにデザインするとともに、他の施策との密接な連携の下に行われなければならない。 また、国土に存在する貴重な植生、野生動物、地形地質等のかけがえのない自然やすぐれた自然は、十分な面積にわたつての保全が図られるとともに連結性が確保されなければならない。更に、太陽エネルギーの合理的な利用が可能である農林水産業に関しては、それが有する環境保全の役割を高く評価し、健全な育成を図る必要がある。都市地域においては、健康な人間生活を保障するに足る自然環境が巧妙に確保されなければならない。加えて、前述した地球環境の変化に起因する近い将来に起こり得べき事態を考慮に入れ、災害リスクの低減や気候変動への適応等に資する生態系の多様な機能が十分に発揮されるよう、健全な自然環境を維持・再生する必要がある。	・環境基本法に基づく環境基本計画及び生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略の策定。 ・環境・経済・社会的課題の同時解決の観点、「地域循環共生圏」の概念の追加。 ・保護地域の連結性（コネクティビティ）の観点の追加。 ・気候変動への適応の観点の追加。
5	更に自然環境保全政策は、国内政策にとどまることなく、国際的な視野に立つて貴重な野生動植物の保護や海洋汚染の防止を図るなど、積極的な協力活動を展開する必要がある。	また、経済・社会のグローバル化により、私たち日本人が世界の生物多様性の恵みを利用して暮らしており、同時に日本の生物多様性の恵みが世界で利用されていることも踏まえ、自然環境保全政策は、国内政策にとどまることなく、生物多様性の保全や気候変動への対応、SDGs等の国際的な枠組みや多国間・二国間協力等を通じて、国際的な視野に立つて、積極的な協力活動を展開する必要がある。	・経済・社会のグローバル化について記述を追加。 ・生物多様性条約や気候変動枠組条約の締結、持続可能な開発目標（SDGs）の設定等について記述を追加。
6	以上の前提に立ち、当面の自然環境保全施策の基本的な方向を展望すれば次のとおりである。	以上の前提に立ち、本法が求める自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進するための基本的な方向を展望すれば次のとおりである。	・平成5年の環境基本法の制定を受けた自然環境保全法の一部改正を踏まえた修文。
7	1 国土に存在する多様な自然を体系的に保全するため、自然環境保全法をはじめとする各種の関係制度を総合的に運用する。 （1） 人為のほとんど加わっていない原生の自然地域、国を代表する傑出した自然景観、更に学術上、文化上特に価値の高い自然物等は、多様な生物種を保存し、あるいは自然の精妙なメカニズムを人類に教えるなど、国の遺産として後代に伝えなければならないものである。いずれもかけがえのないものであり、厳正に保全を図る。	1 国土に存在する多様な自然を体系的に保全するため、自然環境保全法をはじめとする各種の関係制度を総合的に運用する。 （1） 人為のほとんど加わっていない原生の自然地域、国を代表する傑出した自然景観、更に学術上、文化上特に価値の高い自然物等は、多様な生物種を保存し、あるいは自然の精妙なメカニズムを人類に教えるなど、国の遺産として後代に伝えなければならないものである。いずれもかけがえのないものであり、厳正に保全を図る。	・基本的な考え方としては変わらない。 ・1993年に種の保存法が制定された。
8	（2） 国土の自然のバランスを維持する上で重要な役割を果たす自然地域、すぐれた自然風景、野生動物の生息地、更に野外レクリエーションに適した自然地域等は、いずれも人間と自然との関係において欠くことのできない良好な自然であり、適正に保護を図るとともに必要に応じて復元、整備に努力する。	（2） 国土の自然のバランスを維持する上で重要な役割を果たす自然地域、すぐれた自然風景、野生動物の生息地、防災・減災に資する自然地域、更に野外レクリエーションに適した自然地域等は、いずれも人間と自然との関係において欠くことのできない良好で有用な自然であり、適正に保護を図るとともに必要に応じて復元、整備に努力する。	・2003年に自然再生推進法が制定された。 ・2018年に気候変動適応法が制定された。 ・環境基本計画や気候変動適応計画に「生態系を活用した防災・減災」や「生態系を活用した適応」の推進が盛り込まれた。
9	（3） 自然の物質循環に生産力の基礎をおく農林水産業が営まれる地域は食糧・林産物をはじめとする資源の供給面だけでなく、国土の保全、水源のかん養、大気浄化等、自然のバランスの維持という面においても必要欠くべからざるものであり、その環境保全能力を評価し、健全な育成を図る。	（3） 自然の物質循環に生産力の基礎をおく農林水産業が営まれる地域は食料・林産物をはじめとする資源の供給面だけでなく、生物多様性の保全、国土の保全、水源のかん養、大気浄化等、自然のバランスの維持という面においても必要不可欠なものであり、その環境保全能力を評価し、健全な育成を図る。	・基本的な考え方としては変わらない。 ・農林水産業が持つ生物多様性の保全の機能について記述を追加。
10	（4） 都市地域における樹林地、草地、水辺地などの自然地域は、大気浄化、気象緩和、無秩序な市街地化の防止、公害・災害の防止等に大きな役割を果たし、また地域住民の人間形成にも大きな影響を与えるものであるところから、健全な都市構成上、都市環境上不可欠なものについて積極的に保護し、育成し、あるいは復元を図る。	（4） 都市地域における樹林地、草地、水辺地などの自然地域は、大気浄化、気象緩和及び気候変動への適応、無秩序な市街地化の防止、公害・災害の防止等に大きな役割を果たし、また地域住民の人間形成にも大きな影響を与えるものであるところから、健全な都市構成上、都市環境上不可欠なものについて積極的に保護し、育成し、あるいは復元を図る。	・基本的な考え方としては変わらない。 ・都市地域の自然生態系が有する気候変動への適応に資する機能の観点を追加。

11		(5) 海洋は、水循環の維持、大気との相互作用等による気象緩和、二酸化炭素の吸収等の機能を持つものであり、水産物の供給だけでなく、地球上の多様な生物の生息・生育や私たちの豊かで潤いのある生活を支えるかけがえのないものであるが、一旦海洋汚染等により海洋環境が損なわれるとその回復を図ることが非常に困難であることから、沿岸域から沖合域にかけて適正に保全を図る。	・海洋に関する施策の増加を踏まえて記述を追加。 ・「海洋生物多様性保全戦略」（環境省、平成23年3月） ・「海洋基本計画」（平成30年5月15日閣議決定） ・「自然環境保全法の一部を改正する法律案」の成立による「沖合海底自然環境保全地域」制度の創設。
12		(6) 法令等による保護地域以外にも、民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を目的としない管理が結果として自然環境守ることに貢献している地域（民間保護地域や「OECM；Other Effective area-based Conservation Measures」と呼ばれる。）があり、これらについては、そうした民間等の取組を促進するとともに、保護地域を核として民間保護地域やOECMとの連結性を強化することにより、広域的で強靱な生態系のネットワーク化を図り、生物多様性の保全を推進する。	・民間保護地域やOECM（other effective area-based conservation measures）の観点の追加。2018年の生物多様性条約COP14でOECMの定義を採択。合わせて「OECMに関する科学的技術的助言」を決定、締約国に対し適用を奨励。
13	2 保全すべき自然地域は、その特性に応じて適切に管理されなければならない。このため、管理体制の整備に努めるとともに、必要な民有地の買上げを促進する。	2 保全すべき自然地域は、その特性に応じて適切に管理されなければならない。必要な規制に加え、絶滅危惧種や固有種の保全、外来生物の防除や、鳥獣による生態系影響等についての対策等の事業の実施も検討する。併せて、必要な民有地の買上げを促進する。	・野生生物保護管理の観点から自然地域を適切に管理する必要があることを踏まえた修文。 ・1993年に種の保存法が制定された。 ・2005年に外来生物法が制定された。 ・2014年に鳥獣保護管理法が改正成立した。
14	3 自然環境を破壊するおそれのある大規模な各種の開発が行われる場合は、事業主体により必要に応じ、当該事業が自然環境に及ぼす影響の予測、代替案の比較等を含めた事前調査が行われ、それらが計画に反映され、住民の理解を得たうえで行われるよう努める。開発後においても自然環境の保全のための措置が必要に応じ講ぜられるよう十分な注意を払うものとする。	3 自然環境を破壊するおそれのある大規模な各種の開発が行われる場合は、事業主体により必要に応じ、環境影響評価法等に基づく手続やその他の自主的な取組として、当該事業が自然環境に及ぼす影響の予測、代替案の比較等を含めた事前調査が行われ、それらが計画に反映され、住民の理解を得たうえで行われるよう努める。開発後においても自然環境の保全のための措置が必要に応じ講ぜられるよう十分な注意を払うものとする。	・基本的な考え方としては変わらない。 ・1997年（平成9年）6月に「環境影響評価法」が成立。2011年（平成23年）4月に、計画段階環境配慮書手続（配慮書手続）や環境保全措置等の結果の報告・公表手続（報告書手続）などを盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律」が成立。
15	4 自然のメカニズムについては、解明されていない部分が極めて多い。人間活動と自然との関係、物質の循環、生態系の保全技術などについての研究を積極的に進めるため、研究体制の確立、情報システムの整備、研究者及び研究の成果を具体的施策に反映させる技術者の養成等に努める。 また、我が国の自然環境の現状を適確に把握するため、植生、野生動物、地形地質をはじめ、しばしば軽視されがちな目に見えない自然のメカニズムの側面などの各分野にわたる科学的な調査を実施する。	4 自然のメカニズムについては、解明されていない部分が極めて多い。人間活動と自然との関係、自然が有する多様な機能、物質の循環、生態系の保全技術などについての研究を積極的に進めるため、研究体制の確立、情報システムの整備、研究者及び研究の成果を具体的施策に反映させる技術者の養成等に努める。 また、我が国の自然環境の現状を適確に把握するため、植生、野生動物、地形地質をはじめ、しばしば軽視されがちな目に見えない自然のメカニズムの側面などの各分野にわたる科学的な調査を実施する。	・基本的な考え方としては変わらない。 ・環境基本計画や気候変動適応計画に「生態系を活用した防災・減災」や「生態系を活用した適応」の推進が盛り込まれている。
16	5 自然環境の保全を十分図るためには、国民一人一人が保護、保全の精神を身につけこれを習性とするのがなによりも肝要である。このため学校や地域社会において環境教育を積極的に推進し、自然のメカニズムや人間と自然との正しい関係について国民の理解を深め、自然に対する愛情とモラルの育成に努める。	5 自然環境の保全を十分図るためには、国民一人一人が保護、保全の精神を身につけこれを習性とするのがなによりも肝要である。このため学校や地域社会において環境教育を積極的に推進し、自然のメカニズムや人間と自然との正しい関係について国民の理解を深め、自然に対する愛情とモラルの育成に努める。	・基本的な考え方としては変わらない。 ・2003年に環境教育等促進法が制定された。
17	6 国民の自然に対する渴望に応えることは、自然環境保全の主要な目的の一つである。自然との交流を図る健全な野外レクリエーションは、今後国民生活においてますます重要性を占め、その需要も増大の傾向にある。しかし、一面それが一定の地域に過度に集中すれば、かけがえのない自然を破壊するおそれもある。したがって自然環境の適正な保全を図る立場から野外レクリエーション政策の調整を図る。	6 国民の自然に対する渴望に応えることは、自然環境保全の主要な目的の一つである。自然とのふれあいは、利用者に自然の価値を認識させ、その保全の意識を喚起し、また、利用の受入れ側である地元住民や関連事業者には自然環境保全の動機を維持させることを通じ、自然環境保全に資するものである。したがって自然とのふれあいに関する施策並びに地域における観光の振興及び環境教育の推進において重要な意義を有するエコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進する。その際、一定の地域への過度な集中等の不適正な利用により、かけがえのない自然を破壊することのないように配慮する。	・基本的な考え方としては変わらない。 ・2008年にエコツーリズム推進法が制定された。

18	以上の自然環境保全施策は、国民の理解と協力のもとに、地方公共団体と連携を図りつつ、強力に展開しなければならない。	以上の自然環境保全施策は、国民の理解と協力の下に、国、地方公共団体、農林漁業者、事業者、民間団体、専門家、地域住民などの多様な主体が連携を図りつつ、強力に展開しなければならない。	・民間企業、N G O等が主体となった取組の増加を踏まえた修文。 ・2011年に地域連携促進法が制定された。 ・2015年に地域自然資産法が制定された。
19	そのためには開発行為に対する規制、土地のもつ公共的性格の重視等につき、勇断をもつて臨まなければならないが、同時に、国土保全その他の公益との調整に留意するとともに、保全のための負担の公平化、地域住民の生業の安定及び福祉の向上、所有権等の財産権の尊重等のため必要な施策を総合的見地から講じていく必要がある。自然の恵沢の享受と保全に関し、受益と負担の両面にわたって社会的公正が確保されてこそ、自然環境の適正な保全が図られるのである。	そのためには開発行為に対する規制、土地のもつ公共的性格の重視等につき、勇断をもつて臨まなければならないが、同時に、国土保全その他の公益との調整に留意するとともに、保全のための負担の公平化、地域住民の生業の安定及び福祉の向上、所有権等の財産権の尊重等のため必要な施策を総合的見地から講じていく必要がある。自然の恵沢の享受と保全に関し、受益と負担の両面にわたって社会的公正が確保されてこそ、自然環境の適正な保全が図られるのである。	・基本的な考え方としては変わらない。